



超保険の更新を迎えるみなさまへ まさかに備えて、 ご契約内容の見直しは必要ありませんか？

近年、建築費が大幅に上昇しています。建物の支払限度額（保険金額）を暫く見直しされていない場合など、罹災後の建て直しにかかる費用が保険金だけでは不足するおそれがあります（*1）。ご契約の更新を迎えるこの機会に、ご契約の代理店へ、ぜひ支払限度額（保険金額）の見直しをご相談ください。

（例）平成23年 2,000万円で新築
令和3年 再築するには
約400万円不足

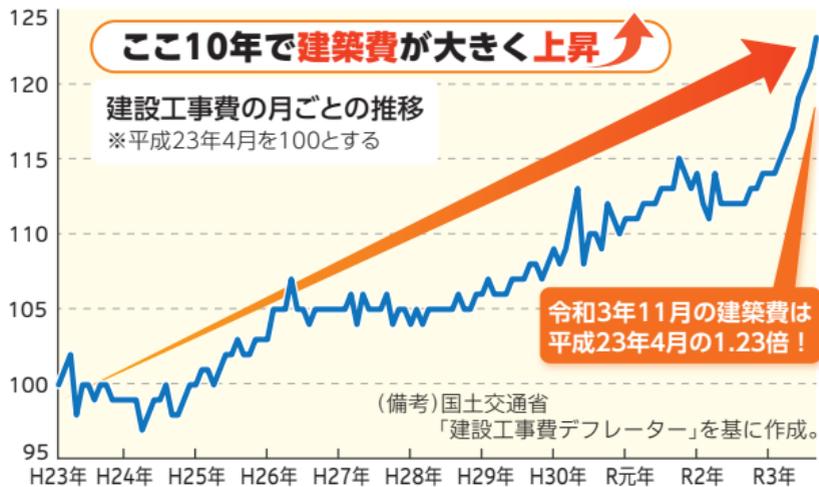


（*1）住まいに関する補償の建物の支払限度額（保険金額）は、契約締結時点で保険の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額（再取得価額）を評価（*2）して設定します。

（*2）同封の「超保険（新総合保険）更新のご案内」の「住まいに関する補償」ページでご案内している「評価額」は、ご契約の建物情報をもとに、建築費の動向を勘案した簡易評価により算出したものです。ご契約の建物の評価額として十分であることを保証するものではありません。

※建物の評価額の算出方法・支払限度額（保険金額）の設定は、パンフレット兼重要事項説明書をご確認ください。

※同封の「超保険（新総合保険）更新のご案内」の「住まいに関する補償」ページの建築年月欄が不明または未確認の場合、ご申告いただくことでご契約いただく保険料が安くなる可能性があります。あわせてご確認ください。



東京海上日動

HL1
C65-10239新202210